

議提第11号

小松島市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を、小松島市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

令和3年9月30日

小松島市議会議長 廣田和三殿

提出者	小松島市議会議員	井村 保裕
	〃	米崎 賢治
	〃	出口憲二郎
	〃	池渕 彰
	〃	南部 透
	〃	松下 大生

小松島市議会委員会条例の一部を改正する条例

小松島市議会委員会条例（昭和42年小松島市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の1条を加える。

（会議の特例）

第15条の2 委員長は、大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延等、やむを得ない理由により委員会を開会する場所へ委員を招集することが困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により出席者の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン会議システム」という。）を活用した会議を開くことができる。

2 前項の場合において、委員は、オンライン会議システムによる会議への出席を希望するときは、あらかじめ委員長に申し出るものとする。

第16条に次の1項を加える。

2 前条第2項の規定により委員長に申し出して会議に出席した委員は、前項、次条第1項及び第30条第1項の出席委員とする。

第18条中「出席」の次に「（オンライン会議システムによる会議への出席を含む。）」を加える。

第20条第1項に次のただし書を加える。

ただし、オンライン会議システムを活用した会議は、秘密会とすることができない。

第22条第2項中「又は」を「若しくは」に改め、「退場させ」の次に「、又はオンライン会議システムにより会議に出席する委員にあつてはオンライン会議システムにおける当該委員との通信を遮断す」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。